

## 四街道市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、四街道市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(議長)

第3条 会議は、市長がその議長となる。

(会議の公開等)

第4条 会議は公開するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号）第8条に規定する非公開情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議開催の周知)

第5条 会議の開催に当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、議題、開催日時、場所、傍聴定員その他必要な事項を、市ホームページ等により広く市民に周知するものとする。ただし、緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴手続については、四街道市教育委員会傍聴人規則（平成14年教育委員会規則第3号）第2条、第4条及び第5条の規定を準用する。

2 議長は、会議開催中の会場の秩序維持に努めるものとし、これを妨げる者がいる場合は、この者を退場させることができる。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書の規定により公開しないこととした部分は、公表しないものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、教育委員会教育部教育総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。